

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	須田 正俊
登録番号又は法人番号	08091476
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	須田行政書士事務所
事務所所在地	横浜市南区中島町四丁目70番地
処分年月日	令和6年12月23日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	<p>当該会員は、事務所の所在地を変更したが、再三の指導にもかかわらず、日本行政書士会連合会会則第44条第1項の変更登録の申請を行っていない。</p> <p>当該事実は、行政書士法第6条の4（変更登録）に違反し、神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第2項第1号に該当するため、神奈川県行政書士会会則第15条第1項第1号に規定する訓告処分を行う。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第6条の4</p> <p>日本行政書士会連合会会則 第44条第1項</p> <p>神奈川県行政書士会会則 第15条第1項第1号</p> <p>神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則 第2条第2項第1号</p>